

みんなでつなげる！～ みんながつながる！

令和8年度分受付開始

みんながつながる地域づくり補助金

中区内の地域課題の解決を図り、多世代交流につながる取り組みで、
地域を活性化させる活動を支援します

対象となる事業

自治会町内会や連合町内会が主体
となつて行う取組、または自治会
町内会・連合町内会と、それ以外の
団体が一つ以上加わつて組織され
た団体が実施する取組

補助内容

- ◆ 1年目
上限 10万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆ 2年目
上限 5万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆ 3年目
上限 3万円（補助対象経費の10分の9以内）

対象団体

中区在住・在勤の方で構成され、区民が自由に参加でき、会則等に基づき
民主的に運営されていること

受付期間； 4月20日(月)から5月29日(金)まで

お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当
na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp
☎ 045-224-8136
FAX 045-224-8215



裏面もご覧ください

1 補助対象となる団体

申請団体は、中区在住・在勤の方で構成され、区民が自由に参加でき、会則等に基づき民主的に運営されていることが必要です。補助の対象となる事業は、自治会町内会や地区連合町内会が主体となって行う取組、または自治会町内会・地区連合町内会に加え、それ以外の団体が一つ以上加わって組織された団体が実施する取組です。

詳しくは、[みんながつながる地域づくり補助金交付要綱（以下要綱）](#)をご覧ください。

2 補助期間

最長3年間です。補助期間は単年度で、継続する場合も毎年度申請が必要で、その都度審査による判定があります。

3 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とします。

詳しくは、[要綱](#)をご覧ください。

4 申請方法

(1) 提出書類

申請用紙は地域振興課にございます。[Word様式はこちら](#)

(2) 申請受付期間

令和8年4月20日（月）から5月29日（金）までの開庁時間必着

(3) 提出方法

申請にあたっては、団体の要件や活動計画等を確認させていただきますので、書類提出の前に中区役所地域力推進担当へご相談ください。

5 スケジュール等

(1) 審査委員会

令和8年6月開催予定

(2) 交付・不交付の決定

令和8年7月通知予定

交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(3) 活動実績報告

令和8年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。

提出時期：令和9年4月上旬まで